二　前項第三号に掲げる選考対象者のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあっては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ　高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること、当該確認大学等の入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属すること又は認定試験合格者であること。

ロ　将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

三‖　前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ　ＧＰＡ等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するＧＰＡ等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ　その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。）以上であり、かつ、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

四‖　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）　五万一千三百円未満

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額　二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあっては、一千二百五十万円未満）

3‖　前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一　第一項第三号ロ(1)に掲げる者　編入学等の前に在学していた確認大学等

二　第一項第三号ロ(2)に掲げる者　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4‖　生計維持者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一　選考対象者に父母がいる場合　当該父母

二　選考対象者に父母がいない場合又は選考対象者が次に掲げる者である場合　当該選考対象者（当該選考対象者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

イ　令第八条の二第二項に規定する里親に委託されていた者

ロ　令第八条の二第二項に規定する児童養護施設に入所していた者

ハ　第三十九条各号のいずれかに該当する者

［号を加える］

［号を加える］

［項を加える］

［項を加える］